

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を下記のとおり定めた。

令和4年2月15日

鹿児島県知事 塩田康一



記

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起 業の認可を すべき船舶 等の数	漁業を営む者 の資格
もじゃこ漁業	鹿児島県沖 合一円	3月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	33隻	大分県に漁業の根拠地を 有する者のうち、鹿児島 県と大分県との間で締結 しているもじゃこ漁業操 業等に関する協定書に参 加している者

申請すべき期間 令和4年2月15日（火）から同月21日（月）まで